【別紙２】

必要な添付書類について

提出書類のうち、以下を参考に必要な書類を準備してください。

保育を必要とする事由		必要な書類	備考
就労	常勤・パートなど	① 保育を必要とする証明書（就労証明書）	※事業所により証明を受けた「① 保育を必要とする証明書」の有効期限は、証明日から３カ月です。
	自営業・農業など	【共通】 ① 保育を必要とする証明書（就労証明書） （中心者） ② 営業を確認できる確定申告書等の写し ③ ②が無い場合は、開業届の控え、営業許可証等 （協力者） ② 従事を確認できる確定申告書・源泉徴収票等の写し ③ ②が無い場合は、給与明細書・給与台帳（源泉徴収簿）など、就労が確認できる書類の写しから２点	
求職活動		① 保育を必要とする申立書	
修学・職業訓練		① 保育を必要とする申立書 ② 在学証明書または学生証の写し ③ 修学期間、授業時間等がわかるものの写し	
妊娠、出産		① 保育を必要とする申立書 ② 母子健康手帳、妊婦健康診査費助成券等の写し	※「母の氏名」と「出産予定日」の分かるものが必要です。
同居親族の 常時介護・看護		① 保育を必要とする申立書 ② 保護者、または常時介護・看護が必要な方の医師の診断書（原本） ③ （同居親族の常時介護・看護の場合のみ）介護・看護の一週間のスケジュール	※診断書は「保育ができない旨とその理由」及び「保育ができるまでに回復するまでの期間」の記載があるものに限ります ※障害者手帳等を所持している場合は、その写しで医師の診断書の代用が可能です。
保護者の病気、ケガ、 入院、障がい等			
災害復旧に あたっている		① 保育を必要とする申立書 ② 罹災証明書	
育児休業		① 保育を必要とする証明書（就労証明書）（育児休業期ｘ間の記入があるもの）	
その他		状況に応じて異なりますので、教育課までお問い合わせください。	

※２ヶ所以上での就労の場合は、就労証明の内容により就労日数などを合算できる場合がありますので事前に教育課までお問い合わせください。

※診断書は任意の様式で結構です。

※提出後、証明書の内容等に変更が生じた場合は、必ず新しい証明書と施設等利用給付認定変更申請書を教育課に提出してください。